

平成21年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成21年2月19日 午前10:00

○散 会 午後 2:45

○出席議員（20名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	19番 大谷貞廣	20番 西村武
21番 堀井克見	22番 藤原幸作	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑 利 行
総務部長 伊藤賢志	会計管理者 門間鋼悦
産業建設部長 宮田隆悦	水道局長 澤井昭
教育次長 山平東	市民生活部長 鈴木鋼生
福祉保健部長 鈴木公悦	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長 櫻庭新悦
総務課長 児玉俊幸	市長公室長 鈴木司
財政課長 幸村公明	税務課長 伊藤正
産業課長 根 一	建設課長 山口義光
総務学事課長 鎌田雅樹	生活環境課長 鈴木利美
市民課長 藤原貞雄	社会福祉課長 山平重男
高齢福祉課長 伊藤律子	健康推進課長 小林健一
収納課長 菅原龍太郎	農業委員会事務局長 田仲茂隆
下水道課長 三浦永寿	都市整備課長 佐々木博信

スポーツ振興課長	菅原徳志	幼児教育課長	伊藤清孝
生涯学習課長	瀬下三男	昭和総合窓口センター長	川上秀佐男
追分出張所長	鈴木久雄	天王窓口総合センター長	三浦喜博

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門間裕一	議会事務局次長	伊藤正吉
--------	------	---------	------

平成21年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成21年2月19日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、7番佐藤恵佐雄議員、14番伊藤 博議員、8番小林 悟議員、17番中川光博議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願いします。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） おはようございます。本定例会におきまして一般質問の機会を得ましたこと、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

本日は傍聴者の皆様、朝早くから大変御苦労さまでございます。また、市長はじめ副市長、そして職員の皆様におかれましては、この未曾有の経済危機に対しまして日夜市民のために頑張っておられることに対しまして敬意を表したいと思います。また、議長はじめ副議長を中心と致しまして、議会議員もこの難局を乗り切るために一致団結して是は是、非は非として自分の意見を通しながらも、この厳しい経済状況を乗り切らんということで市民のために頑張っておる状況であります。

しかしながら国の方では、今、国会議員の政治状況が大変な状況でありまして、この第2次補正予算は通りましたけれども財源であります関連法案がいまだぎくしゃくして通っていないということで、大変な国民としては困っておる状況ではなからうかなど、このように思っております。そういう意味では、一日も早くこの予算が通過して国民のために頑張っていたきたいということを切にお願いを申し上げたいと思います。

それでは通告しております順に従って一般質問致しますので、宜しくお願い致します。

はじめに、農業の振興についてでございます。

農業は自然に親しみ、自然の恩恵を最大限に引き出す産業であり、暮らしと命の安全

と安心を支える根源であります。

近年、農産物の輸入自由化や食糧消費構造の変化をはじめ、世界的な人口増加、環境問題など、農業・農村を取り巻く状況が大きく変動する中で、農業経営の安定や農村の活性化を図るなど、さらに食糧自給率の向上や食糧自給のあり方そのものを見直すことが求められております。農業問題を解決しようとすることは、経済効率一辺倒の方策、方向性や他の要素とのバランス、そしてあらゆる社会構造の仕組みや国民の姿勢までも根本的に変えなければならないことを意味すると思います。

農業・農村が少数者となった今、農家の裾野の拡大や下支えのために新規就農者に対する農地取得条件の一層の緩和や、グリーンツーリズムをはじめとする都市と農山村の交流の活発化、水源涵養や景観保全維持のための森林の整備、全国一律減反を見直す中で適地適産政策の推進、さらには消費者ニーズにこたえるために食味と安全性を評価基準に加えることなど、量から質への転換を図ることも大切なことでもあります。

私たちは農業・農村が有する多面的な機能を増進するとともに、輸入の自由化や食糧消費構造の変化といったマイナスの動きに引きずられることなく、人口増加や環境問題への関心の高まりといったプラス面の動きを大きくしながら、農業を生命産業ととらえ、農業が本来的に持つ教育力を大切にしながら国民全体で支える農業を確立していくことが重要であると思います。

そこで、本市としての何点かの取り組みと課題についてお伺いしたいと思います。1として、農業をリードする担い手の育成と確保の取り組みについて。2としまして、若者が農業に誇りを持てる環境づくりと取り組みについて。3としまして、食糧自給率の向上と地産地消の推進の取り組みについて。4と致しまして、農業体験の促進と取り組みについて。5としまして、本市の耕作放棄地の現状と課題について。6と致しまして、適地適産と減反選択制が取り沙汰されておりますが、これは2年後のことでございますけれども、本市の現状と見解についてお伺いしたいと思います。

次に、子育て支援についてお伺いします。

出産一時金の拡充について。現実には子供が生まれてから大学を卒業するまでに必要な費用は約2,000万円に上ると指摘されております。これまで妊婦出産費用の平均は約50万円を超えているとされております。

今年の10月から1年半、現行の38万円から42万円に引き上げられますが、まだ十分とは言えません。聞くところによりますと、本市の出生率は1.27と他市町村に比べ大変低

く、ちなみに鹿角市が1.58で1位であります。2位が横手市の1.55の出生率であります。

当市と致しましても、未来を担う子供を安心して生み育てる環境づくりとともに出産一時金の拡充が求められているが、市長の考えについて伺いたいと思います。

次に、妊婦健診についてでありますけれども、経済的理由などから妊婦健診を受けな
いまま出産する飛び込み出産が社会的問題になっております。母体や胎児の健康確保の
ために必要な健診は14回と言われております。誰もが安心して出産に臨めるよう、国が
チャイルドファースト、子供優先社会構築のために子育て支援策を大幅に拡充致しまし
た。

2次補正予算では、妊婦が健診費用を気にせずに必要な回数14回程度の健診を受けら
れる道筋がつけられました。全国的には2次補正の関連法案の成立前にして、いち早く
県や市町村の自治体において14回の妊婦健診を公費で負担決定。特に高知県では、助産
所や里帰り先の受診も対象に本年度の妊婦健診検査臨時特別交付金で県で基金を設置し、
これまでの5回から14回に県の全34市町村で一斉に拡充する方針を決め、2月から実施
しております。この財源は地域活性化・生活対策臨時交付金を充てることも可能とされ
ているが、当市の健診状況と早期の14回実施に向けた取り組みはどうなのか伺いたいと
思います。

次に、生活支援について伺います。

定額給付金の実施に合わせてプレミアム付き地域商品券の実施などを計画している市
町村は、現在34都道府県、129市町村に上がっております。12月定例議会にも質問致し
ましたけれども、本市におきましてはこの給付金が約5億4,000万円という非常に、も
し地元で消費されるのであれば大変に経済効果があるものと思います。そういう意味で、
当市におきましても今後何らかの、いろいろな対策を練っておるでしょうけれども、今、
私が申しますところのこのプレミアム付き地域商品券なるものをいろいろな形で商工会
等と連携してやる考えがあるかどうか、また計画しているかどうかということをお伺い
したいと思います。

総務省定額給付金室が1月30日に発表した調査によれば、実施方法は商工関係団体単
独や地方自治体と商工関係団体と共同での発行を予定。割増率は10%から20%程度とい
う。また、定額給付金と同額の福袋セールなどを販売する消費拡大セールを予定してい
る地域は、8市町、8道県となっております。

今後、実際に定額給付金の実施に向けた動きが本格化すれば、さらに拡大するものと

思われます。定額給付金を地域経済の活性化につなげるためのプレミアム付き商品券を本市と致しましても実施してはどうかということでございますので、宜しく願いを申し上げます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さんあらためておはようございます。傍聴者の皆さんも朝早くから大変御苦労さまでした。

さて、7番佐藤議員の一般質問の農業の振興についての1点め、農業をリードする担い手の育成と確保の取り組みについてご答弁を致します。

本市でも農業を維持していくためには、担い手の確保が重要であると認識しております。認定農業者で構成されている認定農業者連絡協議会を核として県内外の研修を実施し、農業経営の向上を図っているところであります。今後とも市の基幹産業である農業を維持するため、担い手の育成に支援していく考えであります。

2点めの若者が農業に誇りを持てる環境づくりと取り組みについて、それから4点めの農業体験の促進と取り組みについて、この2つについてお答え致します。

現在、若者を中心としたフロンティア農業者研修を実施しております。この研修は、新規に農業を行う意欲のある者を対象に稲作・果樹・花きなどそれぞれの部門を2年間農業の実践を行い、技術を身につけることを目的とした研修であります。

終了後は、農業の中心的担い手として活躍するものと確信しております。今後も、この農業研修を支援したいと考えております。

3点めの食糧自給率の向上と地産地消の促進の取り組みについてお答え致します。

食糧自給率の向上のためには、地産地消と食育の推進・強化が掲げられております。これは、遊休農地等を活用した農作業体験や市内学校等に食材を提供する体制を整備し、食育推進の環境整備、シンポジウムの開催により市民の地産地消と食育への関心を高めることが大切なことと考えております。

地産地消など付加価値の創造と高度化の取り組みを進める上で、加工技術・品質管理対策向上を目指します。

5つめの本市の耕作放棄地の現状と課題についてお答え致します。

耕作放棄地の発生要因としては、高齢化、労力不足、地域内で農地の受け手がない、傾斜地で土地条件が悪いなどが主な耕作放棄地の現状となっております。一時的に作物

が作付されていない水田等の不耕作地は、生産調整にカウントされる調整水田は約48ヘクタール、自己保全管理の面積は211ヘクタールの計259ヘクタールであります。

国では、現行の食料・農業・農村基本計画の見直しを行い、現行の食糧自給率40%を10年後には50%に引き上げる方針を表明しています。このことは、国内農業の体質強化による食糧供給力の確保でありますので、今後とも意欲と能力のある担い手の育成や食糧の生産基盤である農地の確保、有効利用の推進に努めなければならないと考えております。

農地は食糧の安定供給にとって重要な基盤であり、多面的な機能を有していることから、遊休農地の農業上の利用促進を図るべき指導を考えています。

6点めの適地適産と減反選択制が取り沙汰されているが、本市の現状と見解についてお答えします。

適地適産については農業推進協議会において協議し、その土地に適した作物を選択して作付しております。天王地区においては稲作・大豆を中心に、昭和・飯田川地区については稲作・大豆・枝豆等を中心に作付しております。今後は、新しい作物を模索していく必要があるものと考えております。

減反選択制については、21年度の実施制度ではなく22年度以降の制度であるので、国の動向を見きわめながら市としての対応をしていきたいと考えております。

質問事項の2点めの子育て支援についてお答え致します。

ご承知のように出産育児一時金は国民健康保険、社会保険、健康保険組合等の医療保険制度の各保険者について被保険者へ措置されるものであります。出産育児一時金の見直し案については、先般、国・県より情報提供がありました。

内容は、緊急の少子化対策として現行の出産育児一時金、1月1日から38万円を4万円引き上げ、時期は平成21年10月からの実施に向けて支給方法等を含め検討中とのことであります。本市国民健康保険では、今後、見直し案が決定され、政令改正などで必要な措置が生じた場合は速やかに対応してまいります。

次に、潟上市における妊婦健診の助成状況であります。これまで県の子育て支援事業を受け9回分の無料受診券を交付し、妊婦の経済的負担の軽減に努めてまいりました。国では、第2次補正予算案で出産までの14回分を公費負担にする案を提出しておりますが、県および日本産婦人科医会秋田県支部との健診内容や委託料等の調整も必要であることから、それらの具体的な内容が確定次第、新年度補正予算に計上するなど早急に対

応してまいりたいと考えております。

質問事項3点めの生活支援についてお答えします。

定額給付金事業は、住民への生活支援と、あわせて住民に広く給付することにより消費を刺激し、景気を下支えする経済効果を求めているものであります。

本市では、国からの通達により今定例会に定額給付金事業にかかわる事務費を予算計上しておりますが、給付金の給付については国における関連法案の動向を見据え、速やかに対応できるよう努めていくものであります。このことから本市においては、市長公室を担当課として庁内にプロジェクトチームを設置し、事務内容や窓口体制のあり方などの協議検討を進めております。

質問にありますように、本事業は生活対策において家計への緊急支援をするため現金支給をするものであり、自治体の中には独自に商品券等を発行して消費拡大につなげようとの動きがあります。昨今の厳しい経済状況を勘案し、本市においても商工会等と連携して商品券等を発行するなどを企画し、地域振興に寄与するため今後協議・検討していく必要があるものと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 7番、再質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） どうもご答弁ありがとうございます。

農業の振興について、ただいま市長の方からフロンティア農業の研修を実施しているということでしたが、これはこの新規農業を志す意欲のある若者たちを対象に行っているということでもありますけれども、今現在は農業離れしている社会状況にあって、大変に若者が将来に夢を持って研修に励んでいるということは大変喜ばしいことであると私も思っております。

今後、今までのこのフロンティア研修の中でどのくらいの潟上市として人数がこの研修を受け、そしてまた現在その農業従事にいそしんでいるのかどうか。それから、今後また支援していくということでございますけれども、今後どのくらいまでそういう期限というか、2年間の研修ということでございますが、ずっと今後やっていく事業なのかどうか。また、市として今現在この研修に学んでいる研修生はどのくらいいるか。それから多分県の事業だと思っておりますけれども、県全体としてどのくらいの研修の人数が行われているものなのかどうか、また伺いたいと思っております。

それから、今現在はやはり社会状況が雇用者離れというか離職者が多いわけござい

まして、この経済の中では大変仕事がなく困っている人が多いと聞きます。そういう意味では、農業にある意味では関心を持っていただくという好機ととらえて、若者に対してこういう研修に大いに参加してもらおうという、募集するといいますか、ただ枠とかそういう制限があれば別でございますけれども、例えば講演をしたとかシンポジウムを行うとかディスカッションを行うとか、そういう機会を多く持っていただいて、農業の魅力に対しましていま一度わかってもらおうと、そういう対応が今後必要ではないのかなと思うわけでございますので、その点はどのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

それから市民の地産地消、食育に対しまして関心を持つことが大切であると、先ほどお話しがありましたけれども、私も同感であります。その意味におきまして、安全・安心な食材、当市におきまして学校や、それから福祉施設とか、どの程度、米・大豆・野菜とか魚とかそういうものを計画的に提供しているものなのかどうか。また今後どのような計画を持っているものなのかどうかお聞きしたいと思います。

参考までに青森県のある町では、温泉利用を行いまして、余熱を活用しましてイチゴのハウス栽培とか、あるいはバナナとかマンゴーとかフルーツとか、そういうものを観光農園として大いに呼び起こして観光のお客さんに大変喜ばれていると、そういう話もあります。環境的には当市は違いますけれども、先ほど当市としてもある意味の何らかの今後の新しい作物、野菜というか、ものを試行して考えているというようなことをおっしゃっておいりましたので、今後どのような新しいそういうものを考えているのかも含めてお答えを求めたいと思います。

それから妊婦健診につきましては、大体1回につき5,000円から1万5,000円ぐらいかかるそうなんです。保険適用になりませんので。そういう意味では大変に負担が大きいということで、今先ほど言いました駆け込み出産という面も、当市にあるかないかはわかりませんが、そういう面が出てくるのではないかと思います。ですから、やはり人口といいますか、出生率を高めるためにはそういう生み育てる環境を整備するといいますかね、例えば子育てに対しましては乳幼児から小学校あるいは中学校まで医療費を無料にするとか、いろいろな各自治体でも先行しておる、まず全国的にはね、おります。やはりそういう意味では、当市としても今後基本構想の中で人口の推移として推定として大体、平成22年には3万7,500人ぐらいといいますか、それから27年には約3万8,000人という人口の推計を見ているようでございますので、現在、出生している、生まれている子供は大体1年に250人程度と伺っておりますけれども、そういう面から

も、もう7年かそこらでは2,500人の例えば人口を増加するということはほど遠いわけでありまして、まず出産、その生産人口といいますかね、そういう方々をやはりこの潟上市に定着させるという対策が一番まず重要視されるのではないかなと思うわけでございます。その点をもう一度お答え願えればありがたいと思います。

それから先ほど定額給付金につきましては、市長の答弁の中で今後、商工会等々と連携をしながらまずプレミアム付き的な商品券なるものをまず考えていくということでございますので、私も力強く思った次第でございます。是非そういうことで実現をしていただければ、市民も大変喜ぶのではないかなと思います。

2回めの質問は以上で終わります。

○議長（藤原幸作） 最初に石川市長。

○市長（石川光男） 7番さんの再質問にお答えします。

通告書にないような今までの参加者何人とか県全体で何人とか、あるいは食材の給食のそれは程度何とかという無いものを聞いていますので、これ時間かかると思うので部長に答弁させますが、1つ答えます。

この事業をこのあと継続していくかということについては、制度がある限り継続していきたい。

その他については部長が答えます。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは佐藤議員の再質問にお答え致します。

第1点めのフロンティア農業の件でございますが、潟上市で現在8人の方が就農しております。そして21年度は1名を申し込んでおります。秋田県全体では158人がこのフロンティア農業を修了するというところでございます。

それから2点めの遊休農地の利用増進の件でございますが、水田フル活用を目指して21年度は生産調整拡大分として新規需用米の米粉でございますが、これを55ヘクタールを計画しております。また、大豆についても新たに21ヘクタールを計画している状態でございます。

それから新しい作目と致しまして湖東農協管内ではイチジクを推薦しておりますので、今までの大豆・枝豆・ナス、それに新たにイチジクを加えるということでございます。

ご承知のように食糧の安定確保というものは最優先の課題であるにとらえております。厳しい道であってもこのような取り組みを着実に進めることが大切であると思っております。

ますので、宜しくご指導をお願い致します。

それから3点めの食糧自給率の向上対策の件でございますが、学校給食を通じた地産地消への推進は非常に大切であると私も思っております。しかし、潟上市の学校給食への納入状況を見ますと非常に少ないのが現状でありますので、その原因と致しましては、1つは安定的な供給ができないのではないかと。それから価格の問題。品目の把握などが考えられます。この後、関係機関と協議して進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木公悦） 生産人口の定着ということでございますけれども、子育て支援につきましていろいろ各方面から施策を講じているわけですが、今回の質問の中にもございましたけれども出生率といいますか特殊出生率ですけれども、そちらの方が1.27ということでかなり低い状況だということではありますが、全県の中で見ますと中位ぐらいです。この特殊出生率につきましては15歳からいわゆる50歳ぐらいまでの出産、子供が産める女性の何といいますか階級別の出生率を言います。低いということですが、人口が多い、そして潟上市の単純な出生率、市内人口の基準で出生者が何人いるかということではありますが、そちらの方は250人程度ということで7.1%、全県でも高い方になっております。そういうことを考えますと、要するに15歳から産める女性は多いと。多い中で産まれる確率が少ないというようなことが原因になっておるわけですが、これは秋田市よりは出生率は多くなっております。

ただそういう意味で、15歳からの産める女性が多いという中で出生率を増やしていくというためには、先ほど言った子育ての支援、そういうことの環境を十分つくっていききたいと考えておりますので宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 7番、再々質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 先ほど福祉保健部長がお話し、是非そういう産める環境を整えていっていただきたいというのが私はじめそういう女性の産む権利のある方は多分そう思っておると思っておりますので、宜しくお願いしたいと思っております。

それでは、ちょっと参考までに農業の認定農家の、これはあくまでも認定農家の今大体230人ぐらい認定農家がおるそうでございますけれども、昨年、十数人ぐらいからちょっと話を聞く機会がありましたので、参考までにまずこの適地適産といいますか、

減反政策に対しての声をちょっと…。

○議長（藤原幸作） ちょっとすいませんが、再質問の趣旨に沿ってひとつ宜しくお願ひしたいと思ひます。今までの答弁のことにつきまして、こういうことが答弁漏れがあつたとか、また、その中身について再質問、再々質問するという形でもって進めていただきたいと思ひます。

○7番（佐藤恵佐雄） だから答弁はいらないです。答弁いりませんので。

○議長（藤原幸作） そうすると再質問でありませぬので。簡略にひとつ宜しくお願ひします。

○7番（佐藤恵佐雄） 簡略にします。

この認定農業者の声として「このままでは農業・農家はもたない」と。「子供に農業を継いでくれとは現状ではとても言えない」と。「米の価格のことも大事だが、まず減反をなくし米生産を拡大し、農家が安心して農業に従事できるようにしてほしい」という、もう1点だけです。「受託している集落営農は難しくなってきた」と。「来年は耕作放棄をしなければならない」と。「農業所得だけでは安定しないため、農機具の故障、それから修理は自分たちで部品を購入して修理している現状である」と。「本当に減反から適地適作の農業政策へ転換ができるのであれば大変にうれしいことだ」と。こういう認定農業者の声があつたということだけ、まずお知らせしておきます。答弁はいりませぬ。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

14番伊藤 博議員の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） 平成21年第1回潟上市議会定例会におきまして一般質問を致します。

私より3項目にわたり質問を致します。市長の明確なる答弁を求めます。

はじめに、今後の市政運営についてお伺いを致します。

市長は昨年9月の定例会で市長選出馬を表明され、2期めの市政運営を目指されております。そこで、今後の市政運営についてどのような決意やお考えを持たれているのかをお伺いを致します。

市長1期めの4年間、つまり合併後の4年間の市政運営には、合併協議で積み残した課題が解決できずに残りました。庁舎問題、豊川小学校問題、水道料金問題などがそれ

で、今後これらの問題をどのように解決する方策を持たれているのでしょうか。また、このことに関連して今後の事業計画、財政計画をどのように策定し、市長の唱えられる「安全・安心・安定」に反映させていく意向なのでしょうか。

今定例会に提出された21年度予算では、財政難、市長選挙前の骨格予算とはいえ、主たる事業が見当たりません。5億円の繰上償還では事業とは言えず、下水道工事や道路改良工事は補助事業の継続にとどまっています。もっと市民の生活や暮らしに反映できる事業を明確に打ち出し、この不況下の困難な時期を夢と希望につなげていくべきではないかと考えます。すぐに合併特例債を利用する事業と、その実施計画を明確に示し、合併したからこそ感じられる夢と希望を市民に鮮明にアピールし実行していくべきだと考えます。本市総合発展計画に明文化されている「合併により効率化が図られた経費や合併特例債などの合併の恩恵を市民に還元していくとともに、新市建設計画に掲げた事業を着実に実行し、合併効果を最大限発揮する」を目に見える形で示さなければならぬと考えますが、今後の市政運営への市長の所信をお伺い致します。

さらに財政健全化、行政改革をどのように実効性あるものへと導いていくのか伺います。

市長が今般、施政方針で唱えられた「より簡素で効率的な行政運営の確立と、多様化する行政需用に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤の確立に努める」とは、具体的にどのような行動や方策が持たれているのでしょうか。「すぐに実行すべき簡素で効率的な行政運営」とは本庁方式への移行であり、「行政需用に柔軟かつ適切に対応できる財政基盤の確立」とは行政改革や収納対策、補助金見直し、指定管理者制度の有効活用であると考えます。今後の行政運営には課題が山積しております。さらなる権限移譲にどのように対処していくのか。また、それらへの対応を含めた職員の適正な職務機構や人員配置はどのように行っていくのか。さらに、行政評価の積極的公表をどのように行っていくのでしょうか。

現在のような財政難の中で、市長、議会議員等の特別職の報酬の大幅引き下げを報酬等審議会に諮問する意向は示せないものか、市長のお考えをお伺い致します。

次に、生活関連施設の運営とあり方についてお伺いを致します。

たびたび延命処置と言える修繕を繰り返している本市クリーンセンターの更新計画については一般質問等で再三早期の実行を唱えてまいりましたが、いまや待ったなしの状況に来ております。21年度の早期に更新計画を実行しなければならない時期にさしか

かっております。本年2月5日の臨時会でクリーンセンター煙突修繕費用として1,700万円が予算補正されましたが、ほぼ毎年のように多額の修繕費用等が発生している状況にあります。このように多額の修繕費用が連発している根本原因はどこにあるのでしょうか。老朽化が原因で毎年延命治療が必要となっているのでしょうか。

クリーンセンター施設は、平成15年に約10億円をそれまでかけ焼却炉の大規模改修等を行ってきておりますが、その改修の当時はあと10年の延命措置と説明をされておりました。あれからおよそ6年の歳月が経過し、ほぼ毎年の延命措置により今では余命4年という計算になります。いまや更新の時期に来ているのは、その4年という時間からです。こうしてほぼ毎年修繕を繰り返している現在の状況から、あと4年使用可能との計算もできるわけではありますが、ある日突然使用できなくなる危険性も併せ持っているのは現実であります。毎日の市民生活に密着して関連する施設が突発的に稼働できなくなった時、行政としてどのように対処するのか、そういった危機意識を持ったリスクマネジメントをどのように行っているのでしょうか。不測の事態に備えて近隣市町村との協議等がすぐにも必要と考えます。

こうした廃棄物処理施設の更新では、新築の場合、順調に進んでも環境アセスメントに2年、施設建設に2年と最低でも4年見込まなければならないほか、用地確保や入札、設計等でさらに1、2年と、優に5、6年の歳月が必要ということになります。あと5年、現在の施設を使用できる保障は何もなく、今後さらなる5年の延命を図るためにさらに多大な予算投入が必要となってきます。これが待ったなしの状況であり、今すぐ実行しなければ合併特例債の利用期限にも間に合わなくなることにもなりかねません。合併の恩恵を市民に還元できなくなるばかりではなく、後世に大きな憂いを残すことになると考えます。更新の方法は再度の大規模改修、新築、他市町村への委託など幾つか考えられると思いますが、今ここで市長としての政治決断が必要と考えますが、その所信をお伺いを致します。

し尿処理については、男鹿地区衛生処理一部事務組合への加入申し込みを終え、本年4月から本市全域から搬入を行い、同組合施設で処理を始めるという現時点で、周辺住民からクレームがあり、その搬入計画の変更を余儀なくされている現状にあります。

そもそも周辺住民への説明や同意を得た上で問題をなくして搬入申し込みを行うべきものはずが行われれていなかったことから、こうした問題が急浮上となっていると考えます。この問題の根本原因もどこにあるのか考えるべきだと思います。金銭的補償の

問題なのでしょうか。現在の男鹿市との協議、対応方策等はどのようになっているのでしょうか。今後、この問題に本市としてどのように対処するのかをお伺いを致します。

し尿処理問題については、議会でも2度にわたって全員協議会で協議をしていますが、経費節減等のことが優先され、周辺住民や環境への配慮が欠けていた結果とも受け止められます。この際、本市からの新たな搬入を見合わせて、今回の問題を教訓にさらなる処理の広域化の模索等を行うことも長期的に有益ではないのでしょうか。このことに対する市長の見解をお伺い致します。

次に、市役所庁舎問題についてお伺いを致します。

現在、社会経済情勢は、経済不況、雇用情勢の悪化など世界的に危機的であり、百年に一度と言われるほどの不況に見舞われております。本市の財政状況も合併協議時より悪化しているのが現実であります。こうした状況の中で、公共事業の推進には従来に増して慎重に優先度を精査し、着実に実行しなければならなくなっていると考えます。

市役所の分庁方式は速やかに解消すべきことは既に市長も十分認識されておまして、平成18年3月定例会での一般質問に対し「現在の分庁方式は緊急避難的な庁舎利用」と答弁されております。また、先に述べましたように本庁方式が簡素で効率的な行政運営の確立につながるはずです。

慎重に公共事業の優先度を精査すると、当然、市民の生活関連施設である廃棄物処理施設更新等が何よりも優先されなければならず、庁舎建設の優先度はずっと低くなるはずであります。しかしながら、分庁方式による3庁舎の維持管理経費を早期に解消する必要があります。

合併協議では、天王地区に新庁舎を建設することが決められましたが、合併から4年経った今、市長が唱えられた心の合併が進み、旧3町の垣根などもなくなり、潟上市民としての交流や融和が実行し推進されております。合併協議当時と状況・情勢も変わり、現在の経済不況や本市の財政難等を勘案し、新庁舎の建設を断念し、既存庁舎の増改築で本庁方式に改めることが財政負担を軽減でき、効率性を高める最も有効な手段と考えます。

生活保護受給者が増加し失業者も多くなっている今の時代に、合併協議で決めたこととはいえ本市にランドマークタワー的な市役所庁舎は必要ないと断言致します。庁舎建設はおよそ50億円もの財政出動を伴うふうに見られております。今はその財政出動をクリーンセンター更新等の生活関連により多くの予算を投入していくのが、政治家として

の市長の英断にほかならないと考えます。

今般の市長の施政方針に大変心強い1行がありました。それは「総合発展計画に盛り込んだ事業であっても、その時々で柔軟に判断する」という1行です。まさにこのことが今求められているものでありまして、庁舎問題についての市長の所信をお伺いするものであります。

以上3項目の質問に対しまして再度明確な答弁を求めまして、一般質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩致します。再開は11時10分と致します。

午前10時53分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番伊藤 博議員の一般質問の1点め、今後の市政運営についてお答えを申し上げます。

合併協議で積み残した課題に対し、どのような方策を持っているかとの質問であります。行政運営における基本的なスタンスについては先の施政方針で述べたとおりであります。

平成21年度は基本的には骨格予算としながらも、この未曾有の社会経済危機に直面する中で市民の安全・安心・安定を確保するべく、市民の生活に直結するような緊急予算については迅速な対応に努めていくものであります。

このような中であって新規事業と致しまして、県立大学との連携事業を含めた地域再生事業や乳幼児期・学童期におけるインフルエンザ予防接種の支援、子供の就学機会を確保するために育英会に対する補助など、市民が希望を持ち安心して暮らせるよう予算編成に配慮致しました。

今後においては、政策的事業については補正要素としておりますが、事業の厳選重点主義のもとに合併特例債を計画的に活用しながら、市民が合併の恩恵を共有できるような施策の展開を図ってまいります。

行政改革をより実効性あるものにするための方策と致しましては、組織改編を含めた職員の適正管理や民間委託の推進および行政評価等を通じながら、事務事業の統合等を鋭意進めているところであります。

また、今年度実施した補助金等の見直しにつきましては、市補助金等審査委員会より改善すべき点などについての提言書が提出されております。これらの内容を精査しながら21年度は協議・周知期間とし、できるものから順次、行政運営に反映させていくこととしております。

財政健全化に向けた取り組みとしては、自主財源を増やし、義務的経費あるいは経常的な経費を削減することが求められます。財政基盤の確立には徹底した事業の見直しや施設の統廃合等による歳出削減と、歳入の増加策にあることは明らかであります。

歳出構造の改善につきましては、平成17年度に公債費負担適正化計画を策定し削減に努めております。また、定員適正化計画の着実な推進により人件費の削減にも努めているところであります。さらには、今年度からバランスシートの作成など公会計整備に取り組んでいるところであります。これに伴い、固定資産台帳や金融資産台帳の整備や売却可能資産の把握に努め、遊休資産の売却等により歳入の増加と資産管理にかかわる経費の削減を図りたいと考えております。あわせて各種使用料や負担金の見直しを行い、適正化に努めています。

権限移譲については、地方分権改革推進委員会からこれまで第1次・第2次の勧告、それにこの後の第3次勧告がまとめられる中で、県および市町村への積極的な権限移譲が進められております。

本市においても移譲事務の内容や財源などを見きわめながら、市民サービスの向上につなげるため、権限移譲に前向きに対応していきたいと考えております。

適正な組織機構や人員配置については、定員適正化計画により平成27年度までに30人減の291人を目標に進めているところであります。組織機構については、現行の市長部局の4部体制を3部体制に、教育委員会を含めた課・室・所・センターの数も22から15程度までに統合することを念頭に調整を進めているところであります。

次に、行政評価の積極的な公表については、行政改革大綱集中改革プランで行政評価の20年度実施を掲げて推進しているところであります。事務事業の再編や見直しという観点からは、事業優先度の見出し方や数値目標の設定の仕方などに制度自体の改善点がありますが、市民にわかりやすい公表について検討しているところであります。

特別職の給与・報酬の大幅引き下げについて審議会に諮問する意向はあるかとの質問ではありますが、昨年第2回定例会において伊藤議員から市議会議員の報酬と定員の適正化という観点からの提言があったことに対し、大変大胆な提案であると受け止め、そ

の後の推移を見守ってきたところでもあります。

本市においても議員の報酬のみならず、議員の定数においても厳しい視線が注がれていることは例外ではないと受け止めております。

しかし、現段階にあっては議会において議会改革の中で協議されていることであり、これらの推移を見ながらこの問題に対処してまいりたいと考えております。

2番めの生活関連施設の運営のあり方についてお答えを申し上げます。

1つめのクリーンセンターの件であります。ご承知のとおり当施設は稼働開始から24年を経過しております。焼却施設の一般的な耐用年数を過ぎていることから、ご指摘のように施設全体の老朽化が進行している状況にあることも事実であります。

また、ごみの排出量は平成12年度をピークに多少であります。年々減少傾向にあり、市と致しましても、ごみの減量化の推進を図っているところであります。しかし、近年は処理するごみ質が高カロリー化となり計画条件を超えていることから、現段階では容量不足となっているため、ごみ質に応じて処理量を抑制した運行を図っており、処理率は7割ないし8割程度の限界となっています。

これを回復させるための抜本的対策は、炉自体を高カロリーに対応できるようにしなければならないことから、既存施設の大幅な改造または新施設の建設も視野に入れた、ごみ処理基本計画を進めていかなければならないと思っております。このことから平成21年度当初予算において、ごみ処理施設精密機能検査業務委託費を計上しておりますので、その報告書に基づき改造か新設かの比較検討を行い、施設整備の基本方針を決定したいと考えております。

また、施設の改造あるいは新設の場合でも、それぞれに課題があります。特に新設の場合は、計画策定から建設用地確保・環境アセスメントなど順調に推移しても稼働までは6年ないし7年程度要すると言われております。また、改造する場合においても工事期間中、ごみの処理対応について近隣市町村との協議が当然必要であると考えています。また、不測の事態が生じた場合の対応、いわゆるリスクマネジメントについては秋田市と相互協力ということで話し合いを致しております。

いずれにしましても、現施設の運営のための維持補修に万全を期し、その時期を見きわめ対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、2つめのし尿処理の件についてお答え致します。

まず、周辺住民の同意を事前に得た上で搬入申し込みを行うべきであるとのことご指摘で

ありますが、関係団体への説明はそれぞれ関係する自治体が行うこととなっております。そのため、男鹿市の立場からして潟上市からの加入申し込みが提出されていないうちから行動することはできないということをご理解していただきたいと存じます。

さて、事柄の根本原因と今後の対応についてであります。根本原因として考えられるのは、先般の全員協議会においても申し上げましたが、昭和51年の建設当時に男鹿市の船越振興会と船越漁協に対し相当の振興費を支払い解決を図った経緯があり、今回もそのような要求がなされていると伺っております。

これに対し、現在のところ両市とも支払いの意思がないことから時間をかけて説得していく必要があるため、4月1日の加入は断念せざるを得ない状況となっております。

今後の対応としましては、必要な協議をしながらも男鹿市の対応策を見きわめ、方向性を見出していきたいと考えています。

また、さらなる処理の広域化の模索ということですが、実現のためには基本計画の策定、新築あるいは新設、新築の場合の場所選定、住民への説明、その他、法で定められている条件をクリアするには相当の年月を要することから、現段階では実現の可能性は低いものと思われます。以上であります。

3番めの市役所庁舎問題についてお答えを申し上げます。

新庁舎建設につきましては、合併協議あるいは新市建設計画に掲げられている事項を基本に据えながら、現在、市民による市役所庁舎建設検討委員会を設置するなど多角的な検討を進めております。これまで基本構想の策定を目指しながら、現庁舎の老朽化・狭隘化の解消、あるいは分庁方式を解消した住民の利便性向上や行政機能の効率化を図ることを第一義的にとらえております。

社会経済情勢が混沌とする中、本市においても、また合併当初に比べその財政状況を取り巻く環境が厳しさを増しています。

このような状況下、市民生活にかかわる生活関連施設に重点を置きながらも、新庁舎建設にあたっては華美でシンボリックな要素を極力排除しながら機能性・効率性を追求した庁舎を目指し、合併協定に基づいて取り組んでまいりたいと考えています。

なお、先ほどの一般質問の中で伊藤議員は、建設費50億円と断定しました。この根拠はわかりませんが、ちなみに新市建設計画では28億円と計上していることを申し添えておきます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 14番、再質問はありますか。14番。

○14番（伊藤 博） 3点の問題についてご答弁をいただきましたけれども、再度質問させていただきたいと思います。

まず最初の問題であります。今後の市政運営についてのことを今お話をいただきましたけれども、骨格予算ということでありまして、この後、21年度は補正予算が組まれるとは思いますが、肉づけの予算としての補正する財源はどれぐらい見込まれておまして、その補正財源の確保の仕方、規模、その辺はどのようになっているのかというのを伺いをします。

さらに、合併特例債の利用を計画的に使って事業を行っていくということでありましたけれども、この合併特例債の利用する事業計画等はどのような形で示されるのか、計画が立てられるのか、これも審議会等・委員会等で検討していくということになるのでしょうか。そうしますと、やはり審議会・検討会等に係るとそれなりの時間も要するわけでありまして、既に合併から4年が経過しておまして、この合併特例債の使える期限も合併から10年ということに期限があるわけで、この辺の時間的なものはどのように考えているのかというのを伺いをしたいと思います。

さらに財政の健全化という点につきましては、今、市長がおっしゃったように歳入確保、自主財源を増やしながら歳入を確保するということでありまして、現在、市税の滞納も相当な額に上っているわけでありまして、当局もいろいろな努力をされている中で、この不況の中でなかなかみ合わない問題もあります。歳出の構造の見直しをする方が、先に立った方が財政の健全化にはより有効ではないかと思えます。なかなか市税を上げるということは市民の生活に打撃がありますので、経費の削減を図るともおっしゃいましたが、それよりも大きく歳出構造の見直しをまず行っていかなければならない。そのための職務機構あるいは人員配置が必要でないかという考え方を持っておりますが、いかがでしょうか。

また、生活関連施設の問題につきましては、やはり老朽化というものが避けて通れないわけでありまして、私質問の中では5、6年は要するのではないかという中で、今、市長からの答弁では6、7年かかると、さらに1年増えたわけでありまして、いずれにしてもそれぐらいの時間がかかることになる、新築の場合、そういうことになるということであれば、今すぐに取りかかっておかないと、この6、7年後を目処に行うわけでありまして、財源の問題あるいはその他いろいろと環境整備等の問題も出てくるか

と思います。その間の秋田市との相互協力の協議も行われているということでもありますけれども、秋田市の方は前回の大規模改修の際にもかなり厳しい条件があったと記憶しております。ですから、やはりその間、改修をする間、秋田市に委託をしなければならないということが発生するのであれば、どのような条件が考えられて、それに対してもどのような備えが必要なのか、その辺はどのように検討、計画が進められているのかというところをお伺いをしたいと思います。

いずれにしましても、この生活関連の施設ですので滞りはやはり許されない問題だと思います。そういった意味から、その時期になれば計画をして実行していくという答弁がありましたけれども、その時期とはもう今ではないだろうかという感じがしております。その辺についてはどうでしょうか。

また、し尿処理の問題については男鹿市の対応を見ながら考えていくという対応でありましたけれども、潟上市から搬入をするので強いことは言えないというスタンスになるのか、やはり男鹿市と潟上市と共同で運営をしているというような施設でありますから発言の権利といいますか、平等に同等にできていこうという考え方がありますので、男鹿市にお任せをして対応を見守るという消極的なものでなくて、こちらの方からも積極的に働きかけをしていくという姿勢が必要でないかと思いますが、いかがでしょうか。

3つめの市役所庁舎の問題につきましては、行政効率の向上を図っていくということを申されましたけれども、これはもう最初からそのように行政効率を上げていかなければならないというのは周知の事実であります。やはり先ほど市長が28億円という数字を出されたのは、おそらく建物だけを見ての28億円ではなかろうかと思えます。28億円の中には用地確保の費用が含まれているか、あるいは周辺、外構整備の費用が含まれているだろうか。そういうもろもろ、新しい庁舎になって新しい机・いす・什器等が必要なものも含めて、そういったもの全部、新しい庁舎ができたということで計算をしてみるとおよそ50億円近い費用が見込まなければならないということがあります。そういうふうな今現状で計算できるわけではありますが、50億円近い予算を市庁舎にかけるという時期ではないので、私はクリーンセンターの更新にその分をまずは優先的に持って行って実行しなければならない。そのために新しい庁舎を今建てるということは断念をしなければならないだろうという考え方です。このことについて再度市長のお考えをお伺い致します。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 14番さんの再質問にお答えします。

まず1点めの今後の市政運営のうち、財政財源の仕方、いわゆる肉づけ予算の財源の持ち方ということでございますが、肉づけ予算は大体建設事業として2億円以上は見て、補正用として見ております。これは市長が決まってからですが。この財源は、いわゆる財調を予定しております。

特例債の使用の仕方については、総務部長に答えさせます。

それから財源の健全化、財政の還元化について、いわゆる構造の見直しが最も手っ取り早いのではないかと、これは賛成です。そういうことで進めていきます。

なお、もう1点申し上げておきたいのは、やはり借りる金よりも返す金を多くするという基本方針はこのまま守っていくということです。

それから生活関連のことでございますが、やはり先ほども答弁しましたが、老朽化していることは事実でございますが、21年度に調査費を計上しておりますので、その調査の結果、対応すると思っております。

それから、し尿センターの件ですが、男鹿市だけでなく潟上市も発言するべきではないかと。これもそのとおりだと思います。私も新しい市長さんが、両方とも新しい市長になるわけですが、もし仮に私がそうだとすれば積極的にその働きかけをしたいと思えます。

それから庁舎について28億円と50億円の差異があるわけですが、私たちは今のところ、やはり先ほど14番さんが城みたいなことだと英語で言いましたが、私はもうはっきり言って庁舎検討委員会で、この中にも3人出ていますけれども、冒頭の挨拶に、もうはっきり言って城みたいなものはいららないんだと。雨露しのげるような、市民が雨露しのげるようなものでいいんだと、はっきり言ってプレハブに毛が生えた程度、極端な表現ですが、そういう程度でいいんだということで土地も含めて30億円が限界ではないかと、備品も含めて。土地の問題はどうなるかわかりませんが。そういうことであります。

それから最後、断念すべきだという再質問であります。今、庁舎建設検討委員会、これは15人、しかも中に議員が3人入っています。それが4回会議を開いて、5回めでそろそろ基本構想をまとめようとしている段階で私から断念とかというものは、この委員会の委員に対して不謹慎でありますし、言えないと。今一生懸命知恵を出してやっている最中にそういうようなことはできないと。やはり粛々とその結果を待つということ

でございます。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 14番伊藤議員の合併特例債の利活用についてお答え申し上げます。

合併特例債は現在、発行許可額の3.5%、金額にして4億6,520万円を発行しております。

この後、合併特例債の関係については審議会・委員会等で相談しながらやっていくのかというご質問も含まれておりましたけれども、合併特例債についてはそういうことではなくて許可範囲内、すなわち先ほどご質問ありましたとおり平成26年度の10年間という有期限がございますので、その範囲内でスピーディーに発行してまいりたいと。ただし、常日頃市長が申し上げているとおり乱発な発行はしないということを考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） 伊藤議員さんにお答え致します。

先ほど再質問の中でありました工事、あるいは新築、改造等にかかった場合のごみの処分の方法ということでございますけれども、今、近隣には秋田市の焼却場、それから最近できました八郎湖周辺の2か所がありますけれども、八郎湖周辺についてはご承知のとおり60トンの処理能力でございます。現在、潟上市では日量40トン強、45トン前後となっておりますので、当然、八郎湖周辺にお願いすることはできないと思います。以前の改造した時も秋田市さんをお願いしたわけですが、これにはやはり厳しい条件がつけられると思います。断わられることはないと思いますけれども、以前と同様な条件がつけられると思います。予測されるものは搬入の手数料等かと思っております。それから搬入経路でございます。それらも検討しなければならないと思います。

それで時期的には先ほど市長から答弁ありましたとおり、21年度で機能精密検査、その報告に基づいて処理基本計画等で改造か、あるいは新設か比較検討するというのを先ほど答弁しておりますので、実施されるとすれば6、7年かと思っておりますので、その間で十分な検討をしていくものと考えております。

それから冒頭で伊藤議員が、これまで10億円も費用をかけて修理しているというようなことがございましたけれども、これについて若干認識の違いがあるかと思っております。こ

れについては、ご承知のように15年以前にダイオキシン類の削減ということで法令によつての改造が必要であったと。それには6億1,500万円ほど改造費用をかけておりますので、その後の費用とすると約3億5,000万円ということで、経常的にはこの維持補修費が潟上市のクリーンセンターが特別、費用が大きいというようなことではないと、各施設と比較して特別大きなものとは思っておりせん。ただ突発的なものが出た場合は、これはまた議会の皆さんにお願いして対応していかなければいけないと考えております。

○議長（藤原幸作） 14番、再々質問ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） 一番最初のところの答弁のところでは、やはり補正予算の財源としては財調の基金を崩すしかないんだらうというお答えをいただいたところでありましてけれども、合併特例債を利用していくということで検討されるということでありますけれども、今後、合併特例債を利用して考えられる事業というのはどういう事業が考えられるのかを1点お伺いをしたいと思います。

それから、やはり生活関連施設、クリーンセンターの問題につきましては、委託料、どういう改修の仕方、更新の仕方がいいか専門家に分析をしてもらって、それから検討してどう取りかかればいいのかということでありましてけれども、これもやはり要する時間が1年近くかかるということになれば、もし新しい施設をつくるということになれば8年先までかかるということになるかと思いますが、この調査委託の時間については短縮あるいは前倒し等、早めることというのは可能なかどうか。それによって早く、いずれにしろ更新を早めるための取りかかりを早めるというようなことが可能なのかという点を2点めにお伺いしたいと思います。

また、秋田市からの条件というものは前回改修時と同じではないかということではありますけれども、やはり秋田市側からすると、その更新の計画等もはっきりと青写真が見えないと引き受けるわけにはいかないという姿勢が秋田市では持っているようですので、その辺についてのことも大変重要になろうかと思っておりますので、この更新する場合の計画、どのようにやるかということも協議の中ではあるかと思っておりますけれども、その辺についてもどういう項目が協議されていくことになるのか教えていただきたいと思っております。

庁舎の問題についてはっきりと今市長の方からは、委員会の方に失礼にあたるので断念するとは言えないということではありますけれども、庁舎についての建設検討委員会は建設をするという前提に基づいての検討でありますので、財政状況等を見た上で再度、建設

をする場合はこれぐらいだという計画は出せると思いますが、建設を新しくしない場合の方法はこういうものがある、それにはどれぐらいの予算がかかる、そういうものの検討は今後行っていないのか。その辺についてもお伺いしたいと思います。

土地代も含めて30億円ぐらいがリミットだというお話がありましたけれども、雨露をしのいでいければいい、お城みたいなものは、もちろんお城みたい役所はいらないうわけですが、であれば既存庁舎の増改築でも同じことが言えるのではないかと思います。再度その辺についてお伺い致します。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 14番の再々質問の庁舎の件についてでございます。

何回も言いますけれども、今、建設前提で検討委員会で検討しているところの最中に建設を限定しないというような考えは私にとらないということです。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 伊藤議員の再々質問にお答え致します。

合併特例債のことです。合併特例債、潟上市が今後整備するものとして、合併当初14項目申請してございます。その中で、まず発行済みのものが上水道整備、これがまず終わっております。これは昭和・飯田川の水道管の老朽工事に対しての発行をしております。それから天王小学校の改造に17年度、これも合併特例債ということでもあります。今後どういうものがあるかということでございますけれども、まず道路、それから小・中学校の耐震、駅舎、公園、公民館、それから地域コミュニティ。地域コミュニティに関しては昨年と、一昨年、飯田川と昭和の方で集会施設に対応してございますけれども、今後大きなものとしては、先ほど伊藤議員が申し上げておりますクリーンセンター、これと、幼保一体、それから文化交流施設、これは地域再生事業を充当させるものとして考えております。それから庁舎、これらが大きく出てくると思いますけれども、クリーンセンターに関しては今年精密調査をやりますので、結果が出てくるのが遅くとも11月頃となると思います。幼保一体、これは検討委員会で報告書の提言がございまして報告書を受けました。現在、統廃合計画を進めてございます。庁舎に関しては今現在、検討委員会で審議していますので、それらの報告を受けて今後必要性のあるもの、効率的な財政運営により効果的なものから特例債を発行していきたいと思っておりますので、どうか宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 鈴木市民生活部長。

○市民生活部長（鈴木鋼生） お答え致します。

伊藤議員さんがおっしゃったように交渉の関係ですけれども、突発的な場合はやはり事後処理という形もできるだろうと思っておりますけれども、建設あるいは大改造というような場合は処理基本計画を策定し、潟上市のクリーンセンターの方向性がしっかりできてから、やはりそういうような文面で見ていただいてからの搬入の交渉になることは当然だと思っております。そのためには今、総務部長からも答弁あったように精密機能検査業務ができるだけ早く、入札の場合もそうですけれども条件として11月ころ、あるいは10月とか期間を早めにすることもできるかもしれません。それによって改造あるいは新築の基本計画、方向性を見出し、基本計画策定後に秋田市さんの方へ青写真を見ながら搬入のお願い、協議をしていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これをもって、14番伊藤 博議員の質問を終わります。

昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時45分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

8番小林 悟議員の発言を許します。8番。

○8番（小林 悟） まずもって一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

今回は、前にも質問しております潟上市都市計画についてであります。

都市計画は今後50年、100年先を大きく見据えたものでなければなりません。今回の都市計画の策定につきましては、潟上市民も非常に大きな関心を抱いております。

経緯でありますけれども、潟上市は昭和46年策定されました秋田都市計画区域に属しております。この秋田都市計画は、秋田湾開発計画に伴う都市開発の無秩序な拡散を抑えるものであります。そして、秋田県内唯一の線引きを持つ都市計画区域であります。秋田都市計画、秋田県内どこの市町村の都市計画にもない線引きを持つ都市計画なのであります。この線引きを持つ都市計画のことこそが実は、時間を経過して旧3町当時の選択により大きな格差を生み、合併4年になろうとしている潟上市にとって重大な問題となっております。

線引きによって市街化調整区域では人口の減少が著しく、コミュニティの維持も難しく、限界集落、いわゆる65歳以上の人口比が50%以上であることですが、高齡化が進み、共同体の機能が限界に達している状態である限界集落に近づきつつあるところもあります。また、市街化区域では市街化区域に指定された農地の宅地並み課税が問題となっており、農家経営を圧迫しております。

今、秋田湾開発計画も頓挫し、少子・高齡化社会になり、人口減少の時代になってきております。主目的である人口増加対策は、もはや終わりを告げ、むしろ人口減少の対策を取らなければなりません。いくら改定したとはいえ、38年前の都市計画では無理がきております。潟上市にとって都市計画は、まさに百年の計であります。地方分権が進んでいる中、地方自治体である市町村にますます権限が移譲され、各自治体の力量が問われ、自立を促されております。とすればできるだけ早い時期に秋田都市計画区域から独立し、潟上市単独の非線引き都市計画、いわゆる線引きのない都市計画を目指すことを明言すべきと考えます。この線引きを廃止し、秋田市から離れ、潟上市独自の都市計画を持つことが潟上市民・住民の長い間の悲願であり、熱い思いでもあります。

制定以来38年にもなりました。この間、何度となく市街化調整区域、いわゆる線引きの撤廃を訴え、お願いしてきましたが、叶いませんでした。都市計画は潟上市の将来の基本であり土台であります。ここをしっかりと見据えていかなければならないのではないのでしょうか。まさに21年度、今年度こそが正念場と考えます。

そこで市長にお伺い致します。1つめは、都市計画審議会での経過であります。2つめは、今後のタイムスケジュールのことです。3つめは、国・県の考え方のことです。この3つのことをお伺い致します。

壇上での質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 8番小林議員の一般質問、都市計画の1点め、都市計画審議会での経過について。

都市計画審議会においては、潟上市が抱える都市計画上の課題と目指す土地利用の方向性を示しております。具体的には、本市の人口は既に減少傾向にあり、特に市街化調整区域において顕著であること、また、秋田市のベッドタウン的な性格が強いため商業機能は他市と比較して弱いこと、市街化調整区域内農地の高い税負担などの課題が挙げられます。これらの本市が抱える課題を踏まえ、今後の都市計画のあり方について市街

化調整区域内においては地域特性に応じた柔軟な土地利用の実現に向けた基本方針を示しております。

2点めの今後のタイムスケジュールについてでございますが、国では集約型都市構造へ向けた都市計画制度の抜本見直しを予定しており、今後の土地利用に大きな影響を与えるため、動向を見きわめながら手続を進める必要があります。これまでは国・県に対し、潟上市の都市計画に関する課題や変更案などを相談してまいりましたが、来年度からは潟上市都市計画マスタープラン（素案）をもとに関係機関と新たな都市計画に向けた協議を行い、平成23年度の決定を目指します。

3点めの国・県での考え方についてであります。国・県では地方分権の進展により、自治体と市民が協働し独自の視点で都市づくりを進めるべきとの考え方がある一方、都市のあり方についても拡散から集約の方向へ転換すべきとの考えを持っております。また、潟上市の地域課題は都市計画サイドだけの問題ではないとの意見が出されており、今後は本市の特性を生かした施策を提示し、目指すべき都市計画再編の実現に向けて取り組んでまいります。

市街化区域内農地の宅地並み課税についてであります。市街化区域農地の評価につきましては近傍宅地から批准して価格を決定しておりますが、近年、宅地の下落が続いております。このことから、今年の固定資産評価替えにあたり市街化区域農地についても見直しを行ってまいります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 8番、再質問はありますか。8番。

○8番（小林 悟） 都市計画というのは市の発展の根幹であります。市長が自ら先頭に立ってリーダーシップを発揮して進めていかなければならないことだと考えます。市長は今回、市長選の出馬にあたり、マニフェストの中に新たな都市計画の策定をうたっております。この考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

そして2点めですけれども、いわゆるタイムスケジュールのことです。21年度につきましてはどのように進めていくのか。今回、21年度は潟上市の方針を決定することと聞いておりますけれども、今年度の進め方、そして内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 小林議員の再質問の基本的な考え方にお答えします。

この都市計画の見直しについては、今、小林議員が指摘した46年にできたもので、なぜできたかといいますと、これは秋田湾を埋め立てして膨大な鉄鋼工場を持ってくるということで、その背後地を整備したいということで秋田・天王・昭和・飯田川の背後地としてそれを整備したわけです。このように我々が合併前から千田町長、飯田川の小玉町長、私と3人で決めたことは、今この法律は秋田湾開発は幻の計画に終わったと。だからこの法律も用をなさないであろうという考えから、合併を機に潟上市独自の都市計画を進めていきたいというのが根幹な考えです。これに向けて今23年度で国も決めますので、それに合わせたスケジュールを今後やって、今、審議会等々開催しておりますが、規制緩和、規制緩和と言いながら国・県ではなかなかこれについては厳しい対応を持っている。だがしかし、我々は今言う都市計画の市街化調整区域の見直しについては特に重点を入れながら、私も先頭に立って頑張っていきたいと。

これは知事さんも大いにやりなさいと言ったこともありましたけれども、最初はもう大いにやりなさいと。ノウハウはすべて与えると。職員が足りなければ人材を派遣してもいいと、こうまで言っていました。今現在の担当のお話を聞くと、知事はそうであっても担当の職員方は少しびびってるようだ。国・県の考え方がそういう考えだということですから、この都市計画の見直しについては今後不退転のつもりで可能な限り我々の望みが叶えられるような方向で、もちろん私も頑張っていきたいと思います。

それから2点めについては、部長が答えます。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは小林議員の再質問にお答え致します。

21年度の都市計画の作業内容でございますが、まずご承知のように都市計画審議会を開きまして次回の決定を行います。その後に地域住民の意見を聴取するために地域別懇談会の開催を市内5、6か所の計画を予定しております。また、県・秋田市に対しては、都市計画再編に向けたより具体的な協議に取り組む予定が21年度に計画しておりますので、宜しくお願いします。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 8番、再々質問はありますか。8番。

○8番（小林 悟） 今、市長からある程度明確な考え方を伺いましたけれども、まずは線引きのない潟上市単独の都市計画の方向に行こうとしていると。今、聞きましたし、また、部長からは市民に説明をすると、こういう2つのいわゆる市民が不安を持ってい

ることをすべて解決してもらえるとということによろしいかと思えますけれども、まず都市計画はこれは根幹でありますので、是非とも市民の了解を得るといふか、説明をもらう、それを一番に考えてもらいたいと考えますので、その辺をもう一度、時間的ないわゆるいつ頃から市民への説明を行うのか、この辺もちょっともう一度お願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは再々質問にお答え致します。

一応、県・秋田市との協議もございますので、夏以降に意見聴取の懇談会を開きたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） これをもって、8番小林 悟議員の質問を終わります。

17番中川光博議員の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） 皆さんお疲れさまでございます。本議会を準備くださいました行政当局の皆様には御礼を申し上げます。また、本議会を傍聴くださいました市民の皆様にもあわせて御礼を申し上げます。

言うまでもなく、憲法93条で議会の議員も市長も住民の直接選挙で選ばれる二元代表制がうたわれています。長に執行機関があるのであれば、議会には立法機関としての重要な役割があります。執行権をしっかり監視することはもちろんのこと、地方分権が進む中、ますます立法機関としての議会の役割の重要性が増し、同時に議会と長の実質的対等制を実現するための議会の活性化が求められています。そういう意味で、私たち議員や市長を直接選挙された市民の皆様が傍聴という形で議会活動に直接参加いただくのは、とても大きな意味を持っているということではないでしょうか。

さて、私は今日2つの質問をさせていただきます。1つは、追分地区の環境問題。もう一つは、行政改革についての質問になります。

追分地区の環境問題について質問を致します。

冒頭、通告書にはありませんが提案がございます。石川市長は17日、一昨日、市長施政方針の中でこのように述べていらっしゃいます。「私の一貫した政治姿勢は、現場主義を旨とした市民の目線に立った行政運営にあります」と強く決意をされました。まさにその政治信条を今日、先頭に立って行動で示していただきたいということをご提案申し上げます。

今日の議会日程は実は私の質問で終わりになりますので、終わり次第、この環境問題に関係する石川市長、鑑副市長、伊藤総務部長、宮田産業建設部長、鈴木市民生活部長、澤井水道局長にご提案がございます。私の質問する環境問題の現場である追分地区の東北石材株式会社の土砂埋め戻しの現場視察をするよう提案を致します。長靴があれば視察は可能でございます。幸いお天気もあがっておりますので、いかがでしょうか。ほぼ片道十二、三分で行けますので、往復、視察も合わせると1時間ほどで視察を終えることができると思います。

皆さん、現場で一体何が起きているのでしょうか。市民の皆さんが動き出しています。1月27日、追分地区9町内会の正副会長会議で5名による調査委員会が設置されました。1月28日、追分西地区内の廃土埋立てを心配する会より、東北石材株式会社の山砂採取と廃土埋め戻し事業についての要望書が市に提出されました。2月13日、同じく心配する会より、東北石材建設株式会社事業にかかわる緊急の要望書として再度要望書が提出されました。現場主義を政治信条とする石川市長自ら、現場で一体何が起きているのかご自分の目で現場の確認をお願いしたい、こういうことでございます。

後で申し述べますが、潟上市と会社と追分9町内会長会議が交わした事業の許可のための確認書では、第6項において、市は監督官庁行政として砂利採取を行っている事務所、採取場に立ち入り検査ができることが明記されています。特に立ち入りについては制限を設けていませんので、電話一本でいつでも立ち入り可能です。もし市当局以外のメンバーも同行できるのであれば議会議員も市民も同行できたらいいのではないのでしょうか。

それでは通告書に基づいて質問を続けさせていただきます。

まず最初に、この事業の規模の大きさについて、そして事業にひそむリスクについて、そして危険を回避するための方策、最後に抜本的解決策について質問を通じて明らかにしていきたいと思います。

既にご承知の皆さんもいらっしゃるかと思います。この追分西地区で既に開始されている東北石材株式会社の建設廃土の埋め戻し工事による環境問題は、平成20年3月5日に潟上市に出された土砂採取法第16条による採取計画認可申請書および埋め戻し計画書によりますと、この土砂を採取する敷地は深さ11.9メートル、採取面積ほぼ100メートル掛ける100メートル、こういうことでございます。1日当たり10トンダンプで40台を搬出し、建設廃土10トンダンプで30台を埋め戻すという計画になっています。最初の計

画は7年から10年間の予定で、通告書には10年間とのみ記してましたけれども、採取計画は7年から10年間の予定で、許可については1年ごとの更新ということになっています。この巨大な穴の規模を私たち潟上市の最終処分場と比較してみますと、容積、巨大な穴が10万立方メートル、潟上市の最終処分場3万7,000立方メートル、年間埋立量、巨大穴7,200トン、これは10トンダンプ30台を20日稼働で計算した場合の埋立量になります。潟上市は1,919トンであり、その規模、取扱量とも潟上市全体の3倍ほどになる膨大な量であります。この100メートル掛ける100メートル掛ける深さ11.9メートル、この規模の大きさは想像を超えるものがございます。

この計画書を見ますと、この穴の大きさは1年分の大きさであります。7年から10年間ということだと、こういう穴が7個から9個予定されると想像できます。また、潟上市の最終処分場は埋め立て対象として焼却残滓、不燃物の残滓を処理していますけれども、この埋め立て処分施設と浸出水の処理施設とで成り立っています。処分場は遮水シート3層構造でしっかりしており、破損検知システムや破損部補修システムを備えた構造で、平成12年、この事業費のために12億5,000万円を投入しています。万が一、追分地区のこの現場の埋め立て建設廃土の中に木片、ガラス破片、ゴム、アスファルト残物、ブロックの破片、コンクリート破片のような産業廃棄物や土壌汚染対策法に定める有害物質が確認された時は、その害を除くために少なくとも潟上市最終処分場規模の防護策が必要になってきます。ほぼ工事費と同等の最低でも12億円規模の工事費と2年相当の工期がかかることが予想されます。このことから、環境問題は産業廃棄物の不法投棄や有害物質での汚染が発生すると、後になって住民の生存権、財産権への人的な影響はもとより、自治体にとっても産業廃棄物の完全撤去や汚染を除去するまでに長い時間と莫大な費用がかかり、甚大な損害をもたらす結果となります。したがって、慎重かつ相当な覚悟を持って対処しなければなりません。

このように考えた時に環境問題の本質は、いかにして汚染を未然に防ぐかということに尽きるのではないのでしょうか。ここにあらゆるベクトル、力を一点集中することが必要であるのではないのでしょうか。市民・議会・行政・企業が手を尽くし汚染の未然防止に全神経を傾注しなければなりません。また同時に、言うまでもありませんが、環境問題は未来の世代に対しても責任をどう果たしていくのかが問われている極めて重要な問題ということが出来ます。この点から、環境問題の検証については4つの基本事項をクリアすることが必須条件ということが出来るのではないのでしょうか。

4つの基本事項をクリアする1つめ、市民への徹底した情報公開がなされているのかわからないのかが問われます。この事業の決定に際しては、行政・企業・追分9町内会役員三者によって、20年4月から9月まで検討を重ね、砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書が取り交わされ、事業計画が認められたとされています。しかし残念ながら、地域住民には情報が公開されず、工事計画の全貌が明らかにされず不透明なまま、その結果として埋め戻しの建設廃土による土壌汚染、水質汚染も含め環境汚染への不安が急激に広がっています。現場にすぐ近くの追分西町内地区では、このことを心配する住民有志が町内署名活動をスタートさせました。161世帯中129世帯、80%の住民が不安を表明しております。まずは何を置いても環境汚染問題については、特に地域住民へ徹底した情報の公開が絶対条件です。一部の行政・住民による情報の占有ではなく、すべての住民への透明性の高い行政運営の推進が求められるのではないのでしょうか。リスクコミュニケーション、地域にどういうふうにリスクの重大性をきちんと伝えるのかが問われています。

2つめ、埋め戻された建設廃土による汚染リスクが20年、30年先までも確実に回避されるための検証がなされなければなりません。いわば時間軸としての将来を見据えた徹底したリスクの検証が必要です。

(1) 土壌汚染、水質汚染のリスク回避のための土壌・水質検査の全体計画がなくてはなりません。検査項目についても、環境基本法に基づき人の健康を保護し、生活環境を保全する上で必要な基準としての検査項目、そして検査体制の整備が必要です。三者で交わされた確認書には、土壌検査対象として重金属等の第2種特定有害物質だけとしており、揮発性有機化合物の第1種特定有害物質、農薬等の第3種特定有害物質を除いています。2003年に施行された土壌汚染対策法について、特に埋め戻し土についての規制項目はまだありませんが、2005年に施行した潟上市環境基本条例および潟上市環境保全条例に基づき、より厳しい有害物質の検証が必要であり、第1種・第3種特定有害物質を加えなければなりません。

(2) さらに作為による汚染物質の持ち込みは罰則ものだとしても、不作為による汚染物質が搬入された場合を想定した遮水シート等の設置も必要になってきます。また、現に汚染に至った場合を想定した対策費予想、汚染物質による被害の補償などの検証も欠かせません。

(3) 事前に汚染が発生しないための監督行政の検査体制も検証されなくてはなりません。

せん。許可以前の現地調査あるいは現地ボーリング、現地の立ち会い、現地書類調査等の漏れのない体制を整備する必要があります。事業が進んでいる中、あるいは事業が終わった時点についても同様です。

さて、3つめのリスクについてお話を致します。水質の汚染が広がらないための、いわば空間軸としてのリスクの検証が必要になります。現場は追分西地区のまさに住宅地の一角にあります。住宅地まではわずか100メートルで、近隣の町内の30軒ほどで井戸を使用しています。また、追分浄水場までもわずか680メートルの距離です。追分浄水場は追分地区の1,697世帯、4,427人が利用し、さらに追分地区には幼稚園等、追分小学校、天王南中学校等、またさらに秋田西高校の児童生徒も含めると5,000人ほどが飲料水として使用しています。潟上市全体の7人に1人の割合になります。この数字だけからも、この環境問題が抱える規模の重大さを伺うことができます。

その意味で、地下水脈の地下水流出経路についての学術的資料、あるいは地下構造についての学術的資料をもとに汚染がどのようにして広がる可能性があるのかを検証し、専門的知見も加えリスクの回避方法をも検討しなければなりません。

4つめ、抜本的解決策はどこにあるのでしょうか。第1に、今まで話してきましたように汚染を未然に防ぐための取り組みとは何か。第2に、地域住民の安全・安心が保障される体制を確保する取り組みとは何か。

第1の解決策は、この事業の採取計画認可申請書の採取期間は平成20年4月1日より平成21年3月31日まで、または許可の日より12か月間となっています。このことから一旦、一時3月31日で許可事業を中止し、専門家も加え3つのリスクを徹底的に検証すべきではないでしょうか。

さて第2の解決法は、市民・議会・行政・企業が参加し、土砂等の埋め立てによる土壌の汚染および災害の発生防止に関する条例を制定し、いわば潟上ドクトリンに基づいた地域住民の安全・安心の保障、また、健全な企業活動の推進を図っていくべきではないでしょうか。この条例は首都圏の多くの近隣市では既に条例を制定し、時代の要請に柔軟に対応した行政施策が実施されています。潟上市でもこの環境問題の発生を契機として、市民・議会・行政・企業が英知を結集してこのすべてのリスクを取り除くことに今すぐに取り組む必要があるのではないのでしょうか。この観点から質問を致します。

環境問題に対する情報公開の観点から、市民および地域住民へどのような手法で全体計画やリスク管理について周知を図るのでしょうか。また、市民の意見をどのように吸

い上げていくのでしょうか、お尋ねを致します。

2つめ、汚染を未然に防止することが最優先課題です。市民・議会・行政・企業の英知を結集した対策が必要です。どのように取り組むのでしょうか。またあわせて、平成21年3月31日で事業の許可期限が来ます。土砂採取および埋め戻し事業を一時中止し、砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書について学術的な検証も含め、専門家も入れた広範な検証がなされなければなりません。どのように取り組みますか、お尋ねを致します。

3つめ、現在までに監督行政機関による検査はどのように行われたのでしょうか。また、検査について確認書ではいつどういう頻度で検査するのか決められていませんが、どうするのでしょうか。また、現在までの企業の土砂採取実績および埋め戻し実績はどのようになっているのでしょうか。また、計画開始3か月ごとに1回実施することになっている水質検査の結果はどのようになっているのでしょうか。また、埋め戻し開始時実施することになっている土壌検査の結果はどのようになっているのでしょうか、お尋ねを致します。

4つめ、不作為での汚染物質搬入対策として、地下水汚染を防ぐ遮水シートの設置が必要だと思いますがいかがでしょうか、お尋ねを致します。

5つめ、潟上市の環境汚染防止対策として土壌等の埋め立てによる土壌の汚染および災害の発生防止に関する条例を制定し、条例に基づく地域住民の安全・安心の確実な保障、また、健全な企業活動の推進を図っていくべきではないでしょうか。条例をいつまで制定するのでしょうか、お尋ねを致します。

2つめの行政改革についてお尋ねを致します。

平成18年に策定した行政改革大綱に基づく行政改革が21年度で4年目を迎えます。潟上市が誕生して5年目を迎えますので、まさに潟上市の歩みが行政改革そのものの歩みといってもいいのではないのでしょうか。

行政改革の最大の狙いは、無駄をそぎ落とし、必要なところに集中的に資源を配分し、潟上市の経営の将来基盤を盤石にすることにあります。そのことによって多様化する住民ニーズにこたえ、住民満足度の向上を目指すことにあります。4年間の成果はどうだったのでしょうか。

具体的には、1つめ、行政評価制度を20年度から本格導入しましたが、21年度事業にどのように反映されたのでしょうか。

1、事務事業の再編・整理・廃止・統合についての見直しはいかがでしたでしょうか。
2、予算編成についてどのように反映されましたのでしょうか。
3、外部評価と結果の公表についてどのように進めていくのでしょうか、お尋ねを致します。

2つめ、人件費・物件費・補助費等の削減による財政効果について、5年間の削減目標に対する成果はどうだったのでしょうか。

1、人件費・物件費・補助費等の行政改革大綱計画の21年度計画50億5,600万円に対し、21年度予算が58億2,800万円と計上されております。実に7億7,200万円超過しております。行政改革大綱で打ち出した計画とこんなに大きく乖離した予算をなぜ計上したのでしょうか。説明をお願い致します。

2、その理由として、乖離が大きく計画が計画の体を成していないと思うのですが、計画の策定に問題があったのであれば22年度以降の行政改革大綱の計画策定はどのような方針で臨むのでしょうか。また反面、大きく乖離しましたが行政運営予算の方が行政改革大綱計画どおり試行できなかったのだとすれば、定員適正化計画の前倒しによる人件費の見直し、事務事業等の見直し、補助金等の見直し等を強力に推進する必要がありますが、今後の方針を伺います。

以上、1回めの質問を終わります。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。

なお、冒頭にありました現場視察については質問事項ではないということでございます。

石川市長。

○市長（石川光男） 今、議長から一般質問ではなく、要望ということですが、実はずっと前からこの一般質問が終わり次第、部長会議を招集しておりますので時間ありません。後で行きます。

さて、17番の中川議員の一般質問、1つめの追分地区環境問題についてお答えを致します。

ご質問の前段にありますように、中川議員は廃棄物の処理と清掃に関する法律に基づく潟上市の最終処分場における埋め立て処分施設および浸出処理施設の構造とそのシステムに対比しながら、このたびの砂利採取計画における認可について、土壤汚染対策法に定める有害物質が確認された場合を想定した工事費と工期を比較されております。

ここでひとつ中川議員に確認しておきますが、平成18年4月1日に県から権限の移譲を受けた砂利採取計画の認可事務について、このたびの埋め戻し土の取り扱いは、土壤汚染対策法に規定されている適用対象地、いわゆる使用を禁止された有害物質使用特定施設にかかわる工場または事業場の土砂と土壤汚染における健康被害が生ずる恐れがあると都道府県等が認めた土地における土砂と法律の上で同類で扱っているものではなく、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物・一般廃棄物・特別管理産業廃棄物にも当たらない土として定義されておるものです。その上で、法のもとで認可に際しましては権限の移譲を受けた以上、厳正に対処すべきことは許可権者として心得ております。

さて、4つの基本事項について見解を述べ、後のご質問にお答え申し上げます。

①の市民への徹底した情報公開につきましては、ご指摘によりますと「地域住民には情報が公開されず」と述べられておりますが、昨年の4月から9月にかけて追分9町内会正副会長会議における協議の中で議論を繰り返しながら持ち帰り協議により、また、臨時総会において確認された自治会もあるなど、半年近くにわたって検討した経緯があります。特に9町内協議の発端となった採取地に隣接する追分西町内会においては、「にしちょうないかい」の会報に数回にわたり資料を掲載し、また、議論していたと聞いております。

このように市と致しましては、これからも砂利採取計画のみならず環境に関する内容については情報の公開を大前提に取り組んでまいります。

②の1について申し上げます。まず、土壤および水質への影響を把握するため、市と追分9町内会正副会長会、砂利採取事業者が調印した砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書には、水質検査および土壤調査について検査項目等を記載しております。これら項目については砂利採取法には規定がなく、また、水質汚濁防止法ならびに土壤汚染対策法が適用される埋め戻し土でもありませんが、9町内会との協議の結果、水質については飲用水道等に適用される14項目を、また、土壤については他県の事例を参考に土壤汚染対策法における特定有害物質9物質の土壤含有量調査と土壤溶出量調査を実施することを確認しています。

中川議員のご見解では、さらに厳しい検査をとることではありますが、この埋め立て土に何をもって規制していくかについては、砂利採取法の目的からして非常に難解な問題でありますので、今後県をはじめ関係機関と協議したいと考えています。

②の2の遮水シートについても、砂利採取法の31条に規定されている認可を受ける者

に不当な義務を課することがあってはならないとする条文に触れると思われま。3についても同様で、現在、現地ボーリングがその解釈に適用されます。

③の地下水脈の流出経路についての学術的資料をもとにした検証については、砂利採取計画にからむ調査としては、埋め戻し土の位置づけからしてもできないと解釈しております。

④の第1、汚染を未然に防ぐための取り組みについては、現状において汚染と表現することが適当と思いませんが、現に調印された確認書において検査・調査を実施している段階であり、また、検査・調査を継続実施し、その上で専門家の見解を検証することとしております。

④の第2、地域住民の安全・安心が保障されることへの取り組みについては新たな条例の制定を提案されていますが、首都圏の近隣市で制定されている土砂等の埋め立てによる土壌の汚染および災害の発生防止に関する条例等については、埋め立てを目的とした無秩序な土砂の堆積を防止し、あわせて生活環境の保全を図るとするもので、砂利採取法で行う採取に伴う埋め戻しとは根本的に性質が異なると解釈しております。

したがって、今後は潟上市環境保全条例第18条にある市と事業者等による環境保全協定の締結について検討してまいりたいと考えています。

このような前段のご意見に対する市としての見解をもとに、ご質問にお答え申し上げます。

1の市民および地域住民への周知につきましては、今回の場合のように地域の自治会正副会長からなる会を中心に議論を重ね、必要であれば地区の集会および自治会の臨時総会などへ出向き、市民のご意見をいただきたいと考えています。

2の汚染を未然に防止する対策については、現在、追分9町内会の正副会長会が新たに組織した砂利採取計画に伴う環境保全等に配慮する確認書の履行を調査する委員会と連携しながら、三者が調印した内容をもとに検証してまいりたいと考えています。

3の監督行政機関としての検査については、ただいま説明した委員会と共同した調査と市独自の立ち入り調査を実施しています。また、埋め戻し土の搬入にあたっては、法第33条、報告の聴取によって伝票および帳簿書類の提出を義務化して確認しています。また、法第34条、立入検査等によって検査しています。検査にあたっては頻度を重ねることも重要ですが、現在は抜き打ちで職員が現地にて確認しています。頻度的には週1回程度です。

搬入・搬出土量は2月7日現在、砂利の採取量が2万8,135.2立方メートルで、埋め戻し土については現在ストックしており埋め戻しは実施されておりましたが、車両台数で2トン車136台、4トン車186台、10トン車1,792台、12トン車58台で1万826立方メートルです。

水質検査については、埋め立て前の水質検査を2月5日に実施し、その結果は2週間後に明らかになります。この検査が起点となり、3か月ごとに実施する追跡調査が継続されることとなります。

土壌調査については、現在、ストック、管理堆積している土壌について近日調査を実施することとしています。

4の遮水シートについては、先ほど申し上げましたので答弁を割愛させていただきます。

5の条例制定につきましても先ほど述べたとおりですが、適正で安全な採取と砂利採取業の健全な発達に資することを目的とした砂利採取法を環境の面からとらえ、今後は潟上市環境保全条例による環境保全協定締結の方向で検討してまいります。したがって、現状の条例を生かすことで対応してまいりたいと考えております。

最後に、このたびこれまで協議してまいりました追分9町内会正副会長会とは別に追分西地区の廃土埋立てを心配する会から市に要望書が提出され、また同時に署名運動が実施されております。市と致しましては、確認書にうたわれている「新たに確認すべき事由が生じたときは三者で協議する」という項目に照らし合わせ、できれば組織協議の一本化を図りながら対応してまいりたいと考えています。

先般、9町内会と確認したことを尊重しつつも、このたびの要望者の意向を踏まえ、認可権者として直接、採取事業者社長に対し、計画の遂行にあたっては意を十分に用いられて当たられるよう強く要請したところでもあります。また現在、追分西地区の廃土埋立てを心配する会と協議に入っておりますので、今後の推移をお見守りいただきたいと存じます。

次に、一般質問の2点め、行政改革についての1点め、行政評価制度を20年度から本格導入しましたが、21年度事業にどのように反映されたかの質問にお答え致します。

行政改革大綱における行政評価制度については、平成20年度を本格実施年として19年度の事務事業評価から、さらに発展的に総合発展計画の基本目標ごとに施策評価を行いました。この結果として、事務事業については179件のうち、拡大継続が10件、現状維

持継続159件、縮小継続2件、最終期設定継続8件となっております。これらを踏まえた施策評価については、行政改革推進委員会を外部評価機関として基本構想に掲げる36施策について行っております。

主な施策評価としては、ごみ処理対策の推進や道路網の整備、地域福祉の推進、高齢者福祉の充実、子育て支援・幼児教育の推進などで、外部評価機関としての行政改革推進委員会からは、これらの8施策について意見・提言をいただいております。これらを含めた平成21年度予算については骨格予算としておりますが、子育て支援や情報基盤の整備充実、生活環境の整備等に意を用いた予算編成となっております。

行政評価の結果については、即、予算の削減や事務事業の統廃合等が進むものではありませんが、重点事業の優先順位を明らかにしていくことが効率的な財政運営と市民の行政理解につながっていくものと考えております。

なお、これらの評価結果については、外部評価結果として施策の目的、内容、達成度などを市民にわかりやすい形で広報・ホームページ等で公表していくこととしております。

②次に、人件費・物件費・補助費等の削減による財政効果について、5年間の削減目標に対する成果はどうであったかの質問にお答えします。

まず人件費について、平成21年度の一般会計ベースの人件費は25億409万6,000円となっております。その内訳として、議員報酬は1億4,278万8,000円、常勤特別職は3,741万2,000円、一般職は19億8,018万1,000円、共済・互助会、退職手当は2億8,779万8,000円、その他の委員会等は5,591万7,000円となっております。

ご質問にあります行政改革大綱の人件費について、21年度目標額に対し1億7,809万6,000円が上回っていますが、その要因は、議員報酬の改定により約3,079万円の増、その他の委員等については農業委員報酬の改定などで約1,092万円の増、常勤特別職については収入役の廃止により約2,600万円の減、一般職は給与格差是正に伴い6,580万円の増、退職手当負担金は退職者の増に伴い毎年1%の増により約4,600万円の増、共済組合負担金については共済年金の負担率が毎年0.7%の増により約4,510万円によるものであります。

物件費については、平成21年度当初予算における物件費は18億1,600万円ですが、主なものは、委託料が7億7,400万円、需用費が5億4,900万円、賃金が2億6,700万円となっており、この3つで物件費の88%を占めております。

物件費は、道路台帳の整備や各種計画の策定といった合併当初の特殊要素を除いて、施設の統廃合や事務の効率化、合併によるスケールメリットの効果が働くものとして、合併時から毎年5%程度の削減を見込んでおりました。しかしながら、情報化の推進に伴う電算システムの導入および維持管理費や保育ニーズの多様化により臨時保育士などの増員などで、計画策定時には想定していなかった経費のかかり増しがあります。

補助費等について、平成21年度は15億1,204万7,000円となっています。内訳としては、一部事務組合に対する負担金が74.6%、11億2,776万8,000円を占めています。また、市単独補助金は1億8,697万8,000円となっています。

ご質問にありますように、補助費等は行政改革大綱の目標に掲げた11億8,400万円と比較すると3億2,800万円ほど上回っておりますが、最大の要因は計画策定時にはなかった秋田県後期高齢者医療広域連合会に対する負担金で3億400万円であります。また市単独補助金については、平成20年度当初予算計上額の1億7,418万4,000円より1,279万4,000円の増となっています。これは育英会補助金の600万円と天王地区における広報配布を自治会にお願いすることに伴う自治会助成金の増1,100万円であります。

これらの要因により、行政改革大綱に掲げる削減目標との乖離が生じているものですが、各種団体に対する補助金の取り扱いについては平成21年度を協議・検討期間として各団体等と十分に話し合い周知を図りながら、できるものから順次、行政運営に反映していくものであります。

行政改革大綱について、平成21年度が見直しとなっている行政改革大綱集中改革プランについては、3年ごとにローリングしていく総合発展計画実施計画との整合性を踏まえつつ、集中改革プランとしてより具体的な数値目標を設定し、計画の実効性を高めてまいります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 17番、再質問はありますか。17番。

○17番（中川光博） 長いご答弁本当にありがとうございました。

環境問題について再度お尋ねを致します。

今日は急なご提案でしたので部長会議が入っていらっしゃるということでしたけれども、残念です。ちょっとこういうことをお尋ねしていいのかわかりませんが、市長はいつ現場の方、視察されるのか。そのあたりちょっとお聞きしておきたいなということです。

あと2つめ、担当職と現場の検査に、さっき確か検査を実施しているというご答弁いただいたと思いますけれども、ここをもっと詳しく、いつ、だれが、1人ではないでしょうけれども、現場のどのあたりに立ち入って、どういう検査をしていただいたかというのをもうちょっと、検査をしたということですが、さっきのご答弁ですと9町内の方も含めて検査を実施していますと、立ち入り検査も実施していますというご答弁ありましたけれども、そののちちょっと目に見えるように、わかるようにもうちょっと詳しく具体的にどういうことを検査されたのか説明をしていただきたいと思います。

3つめですけれども、これは確認ですが情報公開についてですけれども、リスクコミュニケーションについて従来どおり各町内会の役員の方を通じて情報を流すと、必要であれば総会等に出向いて説明するよというお話しだったと思いますが、これをもう一度確認させてください。

あともう一つ、今この環境問題を心配する会は、今お話ししたとおり9町内会の役員の皆様と、あと地元のすぐ近くの心配する会の皆様がいろんなリスク、心配をしていますけれども、できれば一本化の方向にもっていきたいというご答弁ありましたが、具体的にどういう働きかけをするのか、それをお聞きしておきたいと思います。

この4点についてお答えをお願い致します。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 中川議員の再質問にお答えします。

市長がいつ現場を見るかということですが、見ました。これは町長時代から何度も足を運んでおりますし、今回の心配する会のお話を、私が直接聞きませんが係が聞いて、すぐ2回ばかり行きました。雪降ってですね、ちょっとね。

それから2つめのいつ現場検査をしたか、だれがやったかという質問は担当から答弁させます。

3つめの必要であれば総会に出席するということについては、やぶさかではありません。

それから一本化の件についてですが、実はこれも後で私に報告があったんですが、心配する会の方々が一度市長と会いたいと、こう言ったのを私に教えてなかったんですよ、はっきり言って。それではだめだと、考えました。じゃあ今までそういう正式な窓口はというと、市と企業と、それから追分町内会の9町内会、これが窓口なんですね。私が心配する会の会長と会うのはやぶさかでないですが、すると9町内会との取り扱いがど

うなればいいかというようなことで、これは一本化した方がいいと。ただし追分9町内会の会長さんの理解がなければなかなか難しいんです、こう思います。答弁にはなかったですが、追分9町内会での心配する会の要望があった時の、それじゃあ我々が自主的に検査の監督をしましょうというような実質的な相談もしているそうです。

それともう一方、この心配する会の方々が追分9町内会の組織の一員だということを確認されたというお話がありますが、これはどうなっているでしょう。これはわかりませんが、もしそうならば一本化になる。心配する会の人たちが、どこの町内会で組織しているか、追分西町内会がもしそうだとすると、今までどおり9町内会会長さんといわゆる企業と市が3本になってこれを進めていこうとなりますので、問題はその取り扱いがどうなっているかということについてはもう少しお話を聞いてからということにします。

最後に申し上げますが、私はこう言いました、担当の方には。心配するのは当たり前なんだと。我々も当局も恐らく議員も市民も、心配するのは当たり前だと。そういうことの原点でこれから対処していきましょうということは確認済みであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 宮田産業建設部長。

○産業建設部長（宮田隆悦） それでは中川議員にお答え致します。

検査の件でございますが、基本的に毎週1回行っているということでございます。

それから水の方の検査でございますが、昨年12月に現場の方で検査したということでございます。その結果についてはまだ、この間、報告に来たばかりでございますので、後で報告致します。以上でございます。

それから情報公開の件でございますが、総会等いろいろ集まりがございますれば私の方の職員が行って説明したいと思っておりますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） 再々というか、再質問に対してまだお答えいただけていないようですので、週に1回検査してるということですが、どういう検査をしているのか2回めの質問でお尋ねしたわけですので、具体的にどういう検査をしているのか、やった検査をわかるようにちょっと説明していただきたいということです。これは議長、これは2回めの質問ということにさせていただきます。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時33分 休憩

.....

午後 2時33分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

山口建設課長。

○建設課長（山口義光） それでは17番中川議員にお答え申し上げます。

昨年の12月に、それこそ水質検査のために追分9町内会の会長さんからお集まりいただきました。内容については、その水質検査にあたってどういう方法で水質検査をするかということで、県の秋田分析科学センターの方からおいでいただきまして、それにあたっては今現在も掘削している露出したその水を採取して、それを検査するというだけではいけない。ということで、追分西町内会の方からその水の採取場所を指定していただいて、その上で確認しましょうということで話し合っております。その後、いろいろ守る会の方々からいろんな話も出てきて、そしてなかなか採取場所が決まりませんでした。それでもって2月5日に北光電子の方の現在使っている井戸がありますので、そちらの方から水を採取しております。その検査にあたっては2週間程度要するというところでございます。

それから検査の内容につきましてですけれども、1週間に1回、必ず見るようにしております。それが検査というよりも目視が主でございます。内容の確認については掘削している範囲の大きさ、つまり砂利採取協議会の方に出されているその内容と適合するかどうかということと、それから埋め戻しの残土の状態について目視で確認しております。

なお、この埋め戻しの残土については、それこそ土壤汚染対策法に基づく、それこそ埼玉県春日部市の方のそういう土壤の検査の内容について事例をそのまま引用致しまして確認書の方に記載されておりますので、その内容に沿った形で、この後、土壤調査を実施致すことにしております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 17番、再々質問ありますか。17番。

○17番（中川光博） ありがとうございます。

先ほど市長の答弁にもありましたとおり、この環境問題については、これはもう市民

の近場の皆さんはもちろんのこと、私さっきこの規模をお話ししましたけれども規模の大きさ、皆さんおわかりいただいたでしょうか。野球場一面に11メートルの穴が許可が更新されると7個か8つできると、こういう規模の大きさと、例えばもし万が一、水質が汚染された場合には少なくとも潟上市の7人に1人の地域住民が健康被害を被っていくという問題ですので、これは追分地区の環境汚染の可能性の問題に限らず、私たち潟上市がすべての知力・総力を結集する問題だということをもう一度是非お話ししておきたいと思います。

汚染で超有名な汚染、最も日本でポピュラーな汚染というのは瀬戸内海の手島の産業廃棄物の不法投棄事件ですが、これが2000年までに日本一になっていました。この日本一の大きさというのは46万立方メートルですので、今この東石さんが進めようとしている規模の4年分です、ほぼ。大きさ的には4年分、これが日本一の規模です。ですので、我々が今目の前にしているこの計画規模の大きさというのは、もう日本一をはるかに超える規模の大きさが今計画されているということでございます。

さっきも言いましたとおりリスクですね、リスク、これが1%でもあったらもう大変なことになります、1%でも。どうやってこのリスクをゼロに抑えるかというのは、建設残土の中に汚染物質を一切持ち込まないためのリスク、これをいかにしてゼロにするか、これがもう最大のポイントだというのは問題、皆さんご承知だと思います。とにかくリスクが1%でも入っちゃうと、もうどうしようもない。そうするとその汚染物質を取り除くための費用、工期っていうのは膨大な費用がかかるというのはさっき申し上げましたけれども。ちなみに香川県の手島での例ですと、その不当投棄の産廃を完全撤去するために13年間、時間を費やそうと、13年。この2000年から完全撤去2016年までかけてやりましょうという話になっています。今までに香川県が投じた予算が、今2009年度ですけれども既に230億円投入しています。ほぼ最終までには500億円がかかるだろうと予想されております。もし、この潟上市の現場に入り込む建設残土の中に産業廃棄物がもし万が一入り込んだ場合には、いかなる規模、大変さっていうのは想像を絶する大変さだと思います。ですので軽く考えるわけにはいかない。

まだ時間が6分ありますが、実はこれ、私、秋田港にですよ、これはホームページもありますのでオープンにしても全く差し支えありませんけれども、東京の世田谷区に本社がある株式会社ストーンの秋田ファクトリーが秋田港にあります。これはちゃんと看板も出てまして、産業廃棄物の積み替え施設、こういう大きな看板を掲げて営業してい

るようですけれども、これ目撃情報ですが、これ私が確認したわけではありませんので、これ目撃情報ということですが、潟上市のこの現場を出た車がこの秋田港の産業廃棄物の積み替え施設に入ったと。ただ、それは空荷で入ったのか、車の中の荷物は何なのかというのはもちろん検査できませんけれども、よろしいですか。これ秋田港に東京周辺の産廃がもう運び込まれていると。ここは積み替え施設ですので、それはどっかに行くわけですよ。産業廃棄物、秋田港からどっかに行くよ。

あるいは今、秋田市で水道事業をやっていますけれども、その水道事業の残土が今現地に運び込まれています。さっきご報告ありましたように1日10トンダンプで何十台か運び込まれてますけれども、これは比較的きれいな建設残土です。

あともう一つ、実は望遠レンズで、望遠レンズというか望遠カメラというか、カメラで北光金属の方からも全部見えるんですよ、現場全体が全部見えるんですよ。高台になってますので。そこから望遠レンズで現地を撮った写真を私が手に入れました。かなりパソコンで細かく大きくしていただいてまして、これ私、望遠レンズで確認できませんので、まだ確認できませんけれども、これ目視でもかなり見えるんですが、双眼鏡でかなり高台から見えるんですけれども、道路の方から双眼鏡で見るとかなり見えるんですが、これは私の手元にありますけれども、これはもう産業廃棄物ではないかなと思わせるような見方です。

あとは、もっとはっきり見えるのは建設ブロックのかけら、これはもうごまんと、ごまんと入っていると。その敷地に。だからそれを双眼鏡で見るとそういう状態もかいま見れると。ですので、リスクを本当にゼロにしなければいけないということですので、もうあらゆる人があらゆる手立てを尽くして、この規模の大きい環境問題について神経をとがらせて、一切産業廃棄物と見まがう建設残土は入れないということがもう絶対条件ですので、このことを最後に申し上げておきまして、さっきも市長の答弁ありましてとおり今後しっかり三者でまた検討していくということですので、私はそういう機会もつかまえながら、まずは現場の監視体制、検査体制、これをどうするかということがやはり一番大事だと思います。発生したら健康被害も含めて莫大な費用が予想される規模の今計画が着々進んでいるというのは間違いありませんので、もう一度、我々議会も含めてしっかりと対応をしていきたいと思っておりますし、行政当局の方にもしっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（藤原幸作） ただいまの発言の中でストーンの積み替え施設等につきまして不確定要素のご発言もあったわけですが、今後やはりそういう部分について十分ご注意願いたいと思います。

それから、これについていわゆる当局の答弁が必要ですか。

○17番（中川光博） 全体的にもしありましたらお答えください。

○議長（藤原幸作） よろしいですか。

○17番（中川光博） ご答弁いただけるのであれば、また。

○議長（藤原幸作） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、望遠レンズとか秋田港に産廃車両が入ったらしいとかというようなことについては答弁する必要ありません。ただ心配は心配として私も心配するということで、そういう今までの長い時間はそういう心配を危惧すると、防止するための質問であるし、答弁であると、こう理解してほしいと思います。

○議長（藤原幸作） これをもって、17番中川光博議員の質問を終わります。

以上をもちまして、本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日20日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうも御苦勞さまでございました。

午後 2時45分 散会

